

議案第 54 号

加西市保育の必要性の認定に関する条例の制定について

加西市保育の必要性の認定に関する条例を、別紙のとおり制定する。

平成 26 年 9 月 1 日提出

加西市長 西 村 和 平

加西市保育の必要性の認定に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)

第20条の規定による認定(以下「保育の必要性の認定」という。)に関し、必要な基準を定めるものとする。

(保育の必要性の事由)

第2条 小学校就学前子どものうち、その保護者のいずれもが次に掲げる事由のいずれかに該当するものを法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもとする。

(1) 1月当たりの就労時間の常態が48時間以上であること。

(2) 子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第1条第2号から第10号までに掲げる事由に該当すること。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、保育の必要性の認定に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法の施行の日から施行する。

(加西市保育の実施に関する条例の廃止)

2 加西市保育の実施に関する条例(昭和62年加西市条例第15号)は、廃止する。

(審議資料)

現行制度における「保育の実施」が、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、「保育の必要性の認定」へと移行するため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定に基づく保育給付の支給認定に関し、保育の必要性の基準その他必要な事項を定めようとするもの（平成26年8月1日子ども・子育て会議にて審議）

【後掲の資料4参照】

【資料 4】

議案第54号 加西市保育の必要性の認定に関する条例

保育の必要性の認定について

新制度では、従来、保育所入所判定と一体化していた「保育に欠けること」の認定を、入所判定とは独立した手続きとして行い、「保育が必要なこと」の認定を行うことになります。

「保育の必要性」の認定に当たっては、客観的基準に基づき、子ども一人ひとりにつき「保育の必要があるかどうか、保育は1日につき保育標準時間（11時間程度）か短時間（8時間程度）の利用なのか」の認定を市が行い、「支給認定証」を交付することになります。

認定を受けた保護者は、自身のニーズに基づき、施設を選択し、保育の必要がない場合は直接施設に、保育の必要がある場合は原則市に利用を申し込みことになります。

【子ども・子育て支援法による認定区分】

年齢区分	保育の要・不要	認定区分	利用できる施設・事業（原則）
満3歳以上	保育不要	教育標準時間認定（1号認定）	認定こども園・幼稚園
	保育必要	保育認定（2号認定）	認定こども園・保育所
満3歳未満	保育不要	認定対象外	—
	保育必要	保育認定（3号認定）	認定こども園・保育所・地域型保育事業

※ 認定の有無にかかわらず、一時預かりなどの地域子ども・子育て支援事業の利用が可能です。

※ 利用調整の結果、希望保育所に空きがなく保育の必要な子が幼稚園を利用することもあります。

保育の必要性の認定基準について

	現行制度	新制度（国の方針）
事由	<p>「保育に欠ける」事由</p> <p>対象者　保護者及び同居の親族</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 居宅外就労(2) 居宅内就労(3) 妊娠・出産(4) 保護者の疾病・障害(5) 長期疾病又は障害を有する同居の親族の介護(6) 災害復旧(7) 市長が認める前各号に類す状態	<p>「保育の必要性」の事由</p> <p>対象者　保護者</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 就労（パート・夜間など基本的に全ての労働）(2) 妊娠・出産(3) 保護者の疾病・障害(4) 同居又は長期入院している親族の介護・看護(5) 災害復旧(6) 求職活動中(7) 育児休業中に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

		(8) 虐待やDVのおそれがあること (9) 就学（職業訓練含む） (10) 市長が認める前各号に類す状態
区分	1区分 最大11時間/日、年間約300日 保育時間（原則1日8時間、延長あり）	2区分 【保育標準時間（1日11時間までの利用）】 平均275時間/月 (212時間超292時間以下) 【保育短時間（1日8時間までの利用）】 平均200時間/月 (最大212時間) ※妊娠・出産、災害復旧、虐待やDVのおそれのような事由は、時間の区分を設けない。
優先利用	優先利用の制度はない。ただし、入所調整をする中で、ひとり親家庭、虐待やDVなど社会的養護が必要な家庭等配慮を要する子どもについては、入所に際して一定の考慮を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ・個別ケースごとの対応等の観点から調整指標上の優先度を高めることにより、「優先利用」を可能とする仕組みを基本とする。 ・虐待やDVのおそれのある場合など、社会的養護が必要な場合には、より確実な手段である児童福祉法の措置制度を併せて活用する。 ・優先事項の例示は、以下のとおり（実施主体である市でそれぞれ検討・運用） <ul style="list-style-type: none"> ① ひとり親家庭 ② 生活保護世帯 ③ 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 ④ 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合 ⑤ 子どもが障害を有する場合 ⑥ 育児休業明け ⑦ 兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合 ⑧ 小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童 ⑨ その他市が定める事由

就労時間の下限について

新制度における「保育短時間（利用）」の認定に当たっての就労時間の下限については、現行制度における実態を踏まえ、1か月当たり48時間以上とします。

なお、現在、保育所に入所している児童については、市による就労時間の下限時間に変更があつても、引き続き、保育所に入所することができるなどの経過措置を検討します。